

朝霞和光資源循環組合有料広告の制限指針

(趣旨)

第1条 この指針は、朝霞和光資源循環組合有料広告の掲載に関する要綱（令和3年告示第1号）第3条に規定する広告の制限の指針を定めるものであり、広告媒体への広告の掲載の可否は、この指針に基づき判断する。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告を掲載できない業種又は事業者)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(14) 社会問題を起こしている業種又は事業者

(掲載できない内容又は表現の広告)

第4条 次に掲げる内容又は表現の広告は、掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 法令等により、製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ 粗悪品等広告を掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

エ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの

イ 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で露骨若しくはわいせつであるもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ 他人の名誉若しくは信用を毀損するもの若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

カ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

キ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ク その他社会的秩序をみだすおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるものの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団

体の広告を含む。)

(4) 個人又は団体の意見に関するもの

ア 個人又は団体の名刺広告

イ 個人又は団体の意見広告

ウ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

(5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む。）

イ 社員、副業、内職、会員等の募集に関するもので、その目的、内容等が不明確であるもの

ウ 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの

エ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの

オ 射幸心をあおる表示又は表現

カ 誇大な表現を含むもの

キ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの

ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ケ 他人名義の広告

コ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

サ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの

シ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの

ス 組合が広告を掲載するもの（以下「広告主」という。）を支持し、又はその商品若

しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの

セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい
体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は
美化したもの

イ 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそ
れのあるもの

ウ 性に関する表現で露骨若しくはわいせつであるもの又は裸体を含むもの

(7) その他広告を掲載することが不適当であると管理者が認めるもの

ア 品位を損なう表現のもの

イ 投機を著しくあおる表現のもの

ウ 謝罪、釈明等のもの

エ 尋ね人、養子縁組等のもの

オ 組合若しくは朝霞市及び和光市の施設名又は事業名、あるいはそれらと類似した
名称を用いた表現のもの

(組合ホームページに関する基準)

第5条 組合ホームページに広告を掲載する場合においては、当該広告がリンクするホー
ムページについても、この基準を適用する。

(広告媒体ごとの指針)

第6条 この指針に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイ
ン等に関する個別の指針が必要な場合は、管理者が別途作成することができる。

附 則

この指針は、公布の日から施行する。